

さいたま市ひとり親家庭

自立支援教育訓練給付金制度のお知らせ

この制度は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的とし、支給対象講座を受講して修了した場合、講座の受講にかかった経費の一部を支給します。

1 対 象

ひとり親家庭の父又は母で次の要件をすべて満たす方

- ・さいたま市内にお住まいの方
- ・児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準の方
- ・教育訓練を受けることが適職につくために必要と認められる方
- ・過去にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方

2 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付指定講座

- ① 雇用保険制度の「一般教育訓練給付」「特定一般教育訓練給付」の対象となる講座
- ② 雇用保険制度の「専門実践教育訓練給付金」の対象となる講座

3 支給額

(1) 2①を受講する場合

⇒講座の受講にかかった経費の60%相当額を支給。(上限：20万円、下限：1万2千円)

(2) 2②を受講する場合

⇒講座の受講にかかった経費の60%相当額を支給。

(上限：40万円×修学年数 (160万円を超える場合は、160万円)、下限：1万2千円)

(修学年数は、講座のカリキュラムで定められている期間になります。)

※ 雇用保険制度による「教育訓練給付金」が支給される場合は、その額を(1)(2)により算出した金額から差し引きます。

4 その他

(1) 本制度の利用をご希望する場合は事前相談が必須となります。事前相談なく受講された場合、給付金は支給されません。講座を受講される前に、必ず問い合わせ先にご連絡ください。

(2) 高等職業訓練促進資金貸付制度(入学準備金)を利用される場合は、こちらの制度はご利用ができません。ご注意ください。

問い合わせ先・提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所子育て支援課内

ひとり親家庭就業・自立支援センター

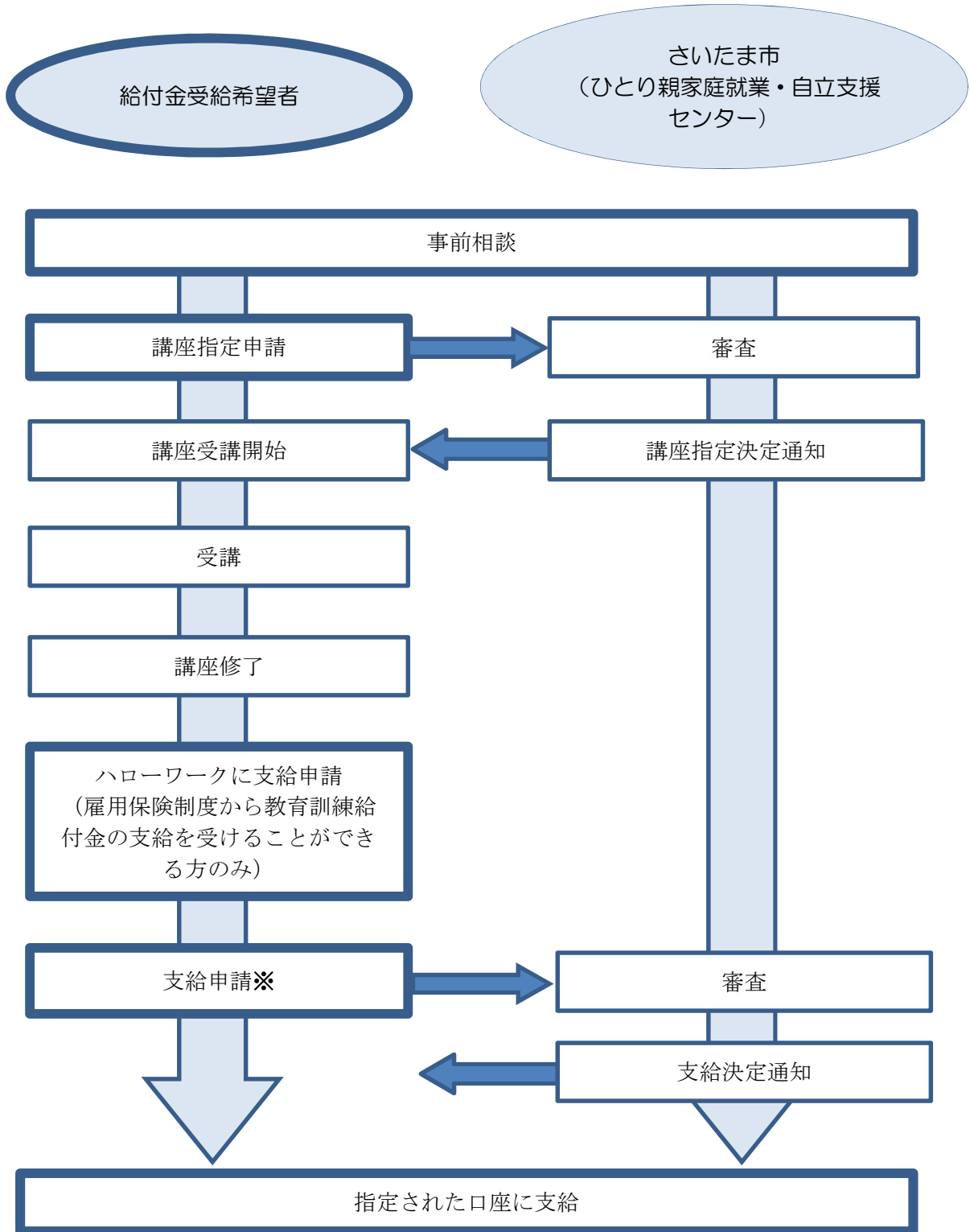
電話 048-829-1948 (平日9時~17時)

FAX 048-829-1960

裏面もご覧ください。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の受給までの流れ

太枠となっている部分は、給付金受給希望者の申請が必要なものとなります。



※ 受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合は支給額が確定した日）の翌日から起算して1か月以内にさいたま市に申請がない場合、自立支援教育給付金は受給できません。